

変更前				変更後				変更理由
施設名	J棟、第2ウラン貯蔵庫、廃水处理室、廃油保管庫、L棟			施設名	J棟、第2ウラン貯蔵庫、廃水处理室、廃油保管庫、L棟			
項目番号	C-C-01	令和2年12月 1日 施行		項目番号	C-C-01	令和3年 月 日施行		
名称	放射性廃棄物等の管理			名称	放射性廃棄物等の管理			
作成課	廃止措置技術課			作成課	廃止措置技術課			
承認年月日	令和2年11月30日	承認番号	20(環計安)14	承認年月日	令和3年 月 日	承認番号	()	
<p>1. 適用範囲 本基準は、保安規定第I編第40条、第40条の2、第II編第1条、第6条、第24条、第25条、第33条、第34条及び第35条並びに保安規則第75条、第80条、第84条及び第99条並びに安全衛生管理規則第29条に基づき制定し、J棟、第2ウラン貯蔵庫、廃水处理室、廃油保管庫及びL棟の管理区域から発生する廃棄施設へ廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）並びに廃棄施設へ廃棄又は処理しようとする廃棄物（以下「放射性廃棄物」という。）の管理について適用する。</p> <p>2. 作業内容 J棟、第2ウラン貯蔵庫、廃水处理室、廃油保管庫及びL棟の管理区域で発生する放射性廃棄物等（廃棄物の仕掛品及び放射性廃棄物）の分類、保管、管理等の作業を行う。</p> <p>3. 主要機器 1) クレーン 2) フォークリフト 3) ドラムポータ</p> <p>4. 遵守事項 4.1 作業上の遵守事項 1) 放射性廃棄物等 (1) 作業前、必要に応じて放射線管理第1課と作業方法等について協議すること。 (2) 放射性廃棄物等の保管場所は、火災報知器、消火器、分電盤、ページング等の操作の妨げになる場所や非常口、安全退避通路等を避けること。 (3) 放射性廃棄物等の保管場所は、放射線障害防止措置として、トラテープ等で区画するとともに、見やすい場所に置場表示をすること。 (4) 放射性廃棄物等について、毎日（休日及び給排気設備停止時は除く）1回の巡視点検により保管状況の確認を行うこと。 (5) 管理区域から放射性廃棄物等を搬出するときは、「A-B-03 項 核燃料物質等の搬入及び搬出の管理」に従うこと。 (6) 防火対策として、放射性廃棄物等を収納する容器が可燃性の場合は、金属製容器又は金属製保管庫に収納すること。</p> 2) 廃棄物の仕掛品 (1) 廃棄物の仕掛品は、カートンボックス、プラスチック容器、ドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納すること。 (2) 汚染の広がりを防止する措置が必要な廃棄物の仕掛品は、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等により梱包するなどの措置を講じ、所定の容器に収納すること。 (3) 廃棄物の仕掛品のうち、所定の容器に入れることが困難な大型機械等は、ビニルシート又はビニル袋等により多重梱包するなど汚染の広がりを防止する措置を講じること。				<p>1. 適用範囲 (変更なし)</p> <p>2. 作業内容 (変更なし)</p> <p>3. 主要機器 (変更なし)</p> <p>4. 遵守事項 4.1 作業上の遵守事項 (変更なし) 1) 放射性廃棄物等</p> <p>2) 廃棄物の仕掛品 (変更なし)</p>				

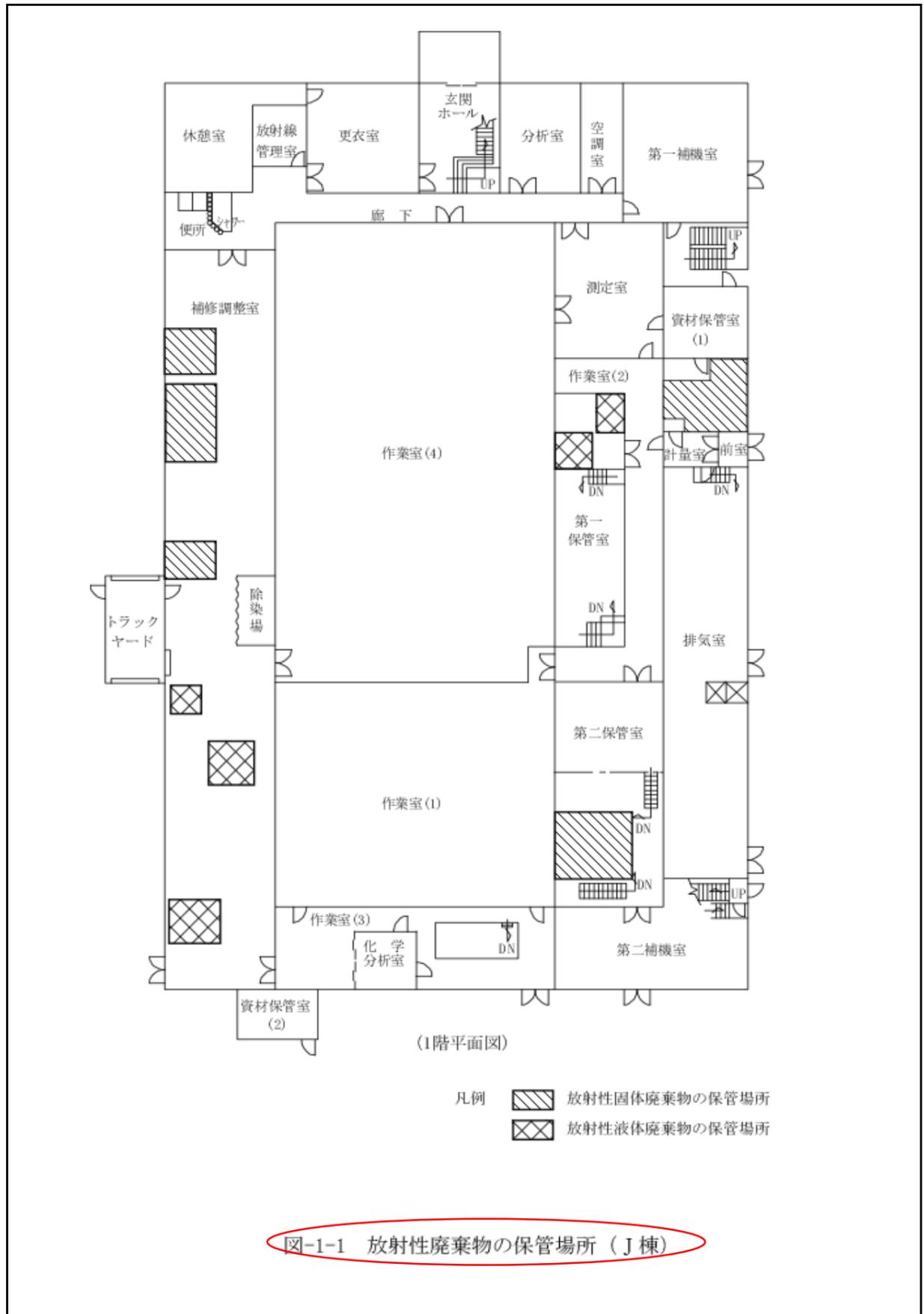
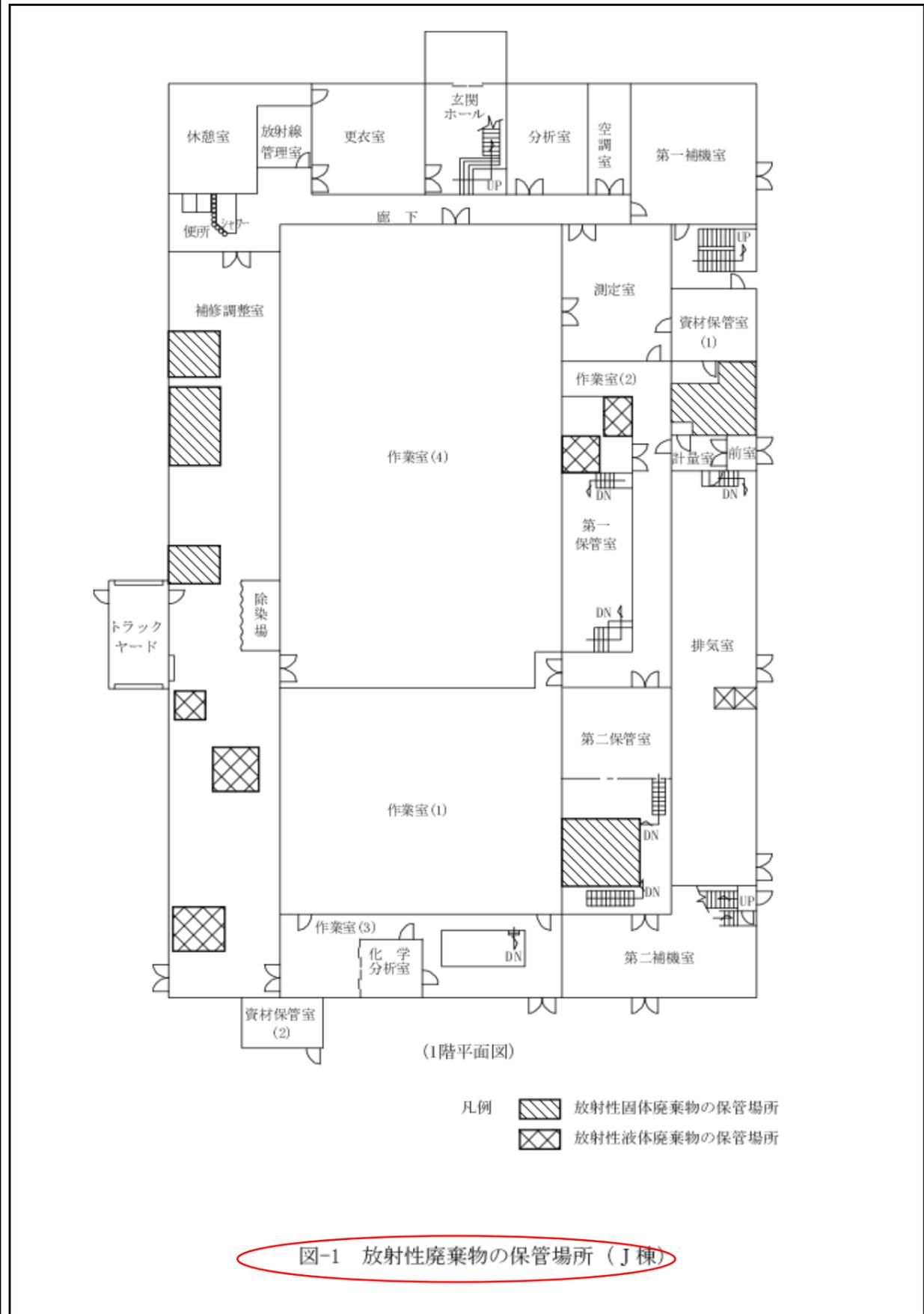
変更前	変更後	変更理由
<p>3) 放射性固体廃棄物</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、容器、収納方法等については、別に定める「ウラン系固体廃棄物受入基準」に従うこと。</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物は、臨界安全上の万全を期するため、濃縮度5%を超える場合は、容器1本当たりのウラン量を250g以下とすること。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を保管する場合は、封入又は廃棄に係る記録を作成するために必要な情報を記録すること。また、管理者の定めた場所に表示し、保管能力を超えないよう保管すること。表-1 に施設毎の放射性廃棄物の保管場所、保管能力、管理担当課長を、図-1~5 に施設毎の放射性廃棄物の保管場所を示す。</p> <p>(4) 放射性固体廃棄物を廃棄する場合は、別に定める「ウラン系固体廃棄物受入基準について」に従い記録を作成すること。</p> <p>(5) 防火対策として、放射性固体廃棄物のうち、所定の容器又は梱包材が可燃性の物であって、ウラン廃棄物処理施設へ払い出すため、金属製容器又は金属製保管庫から取り出して一時的に保管する場合は、着火源の可能性となり得る電源盤又はコンセントが直近にない場所で保管するとともに不燃シートで覆うことができる。なお、保管は2日を超えない期間とする。</p> <p>(6) 容器に封入する前の固体廃棄物の分別、詰替え、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じた自主管理エリア*で行わなければならない。 *：「C-A-01 項 管理区域内作業における基本動作」にて定める自主管理エリア</p> <p>4) 放射性液体廃棄物</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物は、廃水と廃油に区分し、汚染拡大防止措置として、指定されたケミカルドラム缶又はポリエチレン容器に入れ、受皿等の漏えい対策を施し保管すること。</p> <p>4.2 マニュアルの遵守 作業に当たっては、添付資料に示す安全作業マニュアルを遵守すること。</p> <p>5. 記録及び報告</p> <p>5.1 法的根拠 保安規定第I編第50条又は保安規則第123条に従う。</p> <p>5.2 記録及び報告</p> <p>1) 点検及び記録の方法</p> <p>(1) 管理者は、放射性固体廃棄物を容器に封入し、又はウラン廃棄物処理施設に廃棄する場合は、封入又は廃棄に係る記録をその都度担当者に記録させるとともに、廃棄に係る記録を環境保全課長に提出する。</p> <p>(2) 管理者は、放射性固体廃棄物を所定の場所に保管する場合、収納物の種類、数量等、封入又は廃棄の記録を作成するために必要な情報を担当者に記録させる。</p> <p>(3) 管理者は、放射性廃棄物等について、毎日（休日及び給排気設備停止時は除く）1回の巡視点検及び月1回の保管状況の確認を担当者に行わせ、記録させる</p> <p>2) 記録の報告</p> <p>(1) 担当者は、放射性固体廃棄物の封入又は廃棄に係る記録について、その都度管理者に報告し、確認を得る。</p> <p>(2) 担当者は、放射性廃棄物等の点検に係る記録について、その都度管理者に報告し、確認を得る。</p>	<p>3) 放射性固体廃棄物</p> <p>(1) 放射性固体廃棄物は、可燃性、難燃性及び不燃性に区分するとともに、容器、収納方法等については、別に定める「ウラン系固体廃棄物受入基準」に従うこと。 (削除)</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物を保管する場合は、封入又は廃棄に係る記録を作成するために必要な情報を記録すること。また、管理者の定めた場所に表示し、保管能力を超えないよう保管すること。表-1 に施設毎の放射性廃棄物の保管場所、保管能力、管理担当課長を、図-1-1~図-5 に施設毎の放射性廃棄物の保管場所を示す。なお、J棟において水蒸気改質処理試験装置から発生する試験残さは、樹脂製容器に回収の上、ドラム缶に収納し、図-1-2に示す第二保管室の管理区域境界から最も離れた区画されたエリアの中で保管すること。あわせて、見やすい位置に水蒸気改質処理試験残さであることが分かるよう表示をすること。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を廃棄する場合は、別に定める「ウラン系固体廃棄物受入基準について」に従い記録を作成すること。</p> <p>(4) 防火対策として、放射性固体廃棄物のうち、所定の容器又は梱包材が可燃性の物であって、ウラン廃棄物処理施設へ払い出すため、金属製容器又は金属製保管庫から取り出して一時的に保管する場合は、着火源の可能性となり得る電源盤又はコンセントが直近にない場所で保管するとともに不燃シートで覆うことができる。なお、保管は2日を超えない期間とする。</p> <p>(5) 容器に封入する前の固体廃棄物の分別、詰替え、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じた自主管理エリア*で行わなければならない。 *：「C-A-01 項 管理区域内作業における基本動作」にて定める自主管理エリア</p> <p>4) 放射性液体廃棄物 (変更なし)</p> <p>4.2 マニュアルの遵守 (変更なし)</p> <p>5. 記録及び報告 (変更なし)</p>	<p>・対象施設では5%を超える濃縮ウランは使用しないため。</p> <p>・以下、番号繰り下げ</p> <p>・図番の変更</p> <p>・水蒸気改質処理試験で発生する残さの保管場所を明確にするため。</p>

変更前	変更後	変更理由																																																																																																												
<p>5.3 記録の保存</p> <p>1) 管理者は、放射性固体廃棄物の封入に係る記録については、使用規則第2条の11第7項に定める期間保存する。</p> <p>2) 管理者は、放射性固体廃棄物の封入又は廃棄に係る記録を作成するために必要な情報の記録については、封入又は払い出すまでの期間保存する。</p> <p>3) 管理者は、放射性廃棄物等の点検に係る記録については、次年度から1年間保存する。</p> <p>6. トラブル等の措置</p> <p>1) 従業員は、トラブル等があった場合は作業を中止し、管理者に連絡すること。ただし、非常事態又は異常事態については、E項及び環境技術開発センター「事故対策手順」に従うこと。</p> <p>2) 従業員は、管理者の指示に従い、トラブル等の対処を行うこと。</p> <p>表-1 放射性廃棄物の保管場所、保管能力及び管理担当課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>保管場所 (部屋名称)</th> <th>保管能力*1</th> <th>管理担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性固体廃棄物</td> <td rowspan="4">J棟</td> <td>補修調整室</td> <td>80本</td> <td rowspan="4">廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>第一保管室*2</td> <td>0本</td> </tr> <tr> <td>第二保管室</td> <td>40本</td> </tr> <tr> <td>資材保管室(3)</td> <td>40本</td> </tr> <tr> <td>第2ウラン貯蔵庫</td> <td>貯蔵室(2)</td> <td>10本</td> <td>廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>廃水处理室</td> <td>廃水处理室</td> <td>2本</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>廃油保管庫</td> <td>保管室</td> <td>4本</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">L棟</td> <td>試験室(1)</td> <td>20本</td> <td rowspan="3">廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>試験室(2)</td> <td>40本</td> </tr> <tr> <td>試験室(3)</td> <td>40本</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>保管場所 (部屋名称)</th> <th>保管能力*1</th> <th>管理担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td rowspan="2">J棟</td> <td>補修調整室</td> <td>30本</td> <td rowspan="2">廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>第一保管室</td> <td>30本</td> </tr> <tr> <td>第2ウラン貯蔵庫</td> <td>貯蔵室(2)</td> <td>4本</td> <td>廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>L棟</td> <td>試験室(3)</td> <td>20本</td> <td>廃止措置技術課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：保管能力は、200Lドラム缶換算とし、コンテナの場合は、200Lドラム缶4本/コンテナ1基とする。</p> <p>*2：第一保管室は廃棄物の分別・詰替え等廃棄物の取扱施設。</p>	施設名	保管場所 (部屋名称)	保管能力*1	管理担当課長	放射性固体廃棄物	J棟	補修調整室	80本	廃止措置技術課長	第一保管室*2	0本	第二保管室	40本	資材保管室(3)	40本	第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	10本	廃止措置技術課長	廃水处理室	廃水处理室	2本	環境保全課長	廃油保管庫	保管室	4本	環境保全課長	L棟	試験室(1)	20本	廃止措置技術課長	試験室(2)	40本	試験室(3)	40本	施設名	保管場所 (部屋名称)	保管能力*1	管理担当課長	放射性液体廃棄物	J棟	補修調整室	30本	廃止措置技術課長	第一保管室	30本	第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	4本	廃止措置技術課長	L棟	試験室(3)	20本	廃止措置技術課長	<p>6. トラブル等の措置 (変更なし)</p> <p>表-1 放射性廃棄物の保管場所、保管能力及び管理担当課長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>保管場所 (部屋名称)</th> <th>保管能力*1</th> <th>管理担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性固体廃棄物</td> <td rowspan="4">J棟</td> <td>補修調整室</td> <td>80本</td> <td rowspan="4">廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>第一保管室*2</td> <td>0本</td> </tr> <tr> <td>第二保管室</td> <td>40本*3</td> </tr> <tr> <td>資材保管室(3)</td> <td>40本</td> </tr> <tr> <td>第2ウラン貯蔵庫</td> <td>貯蔵室(2)</td> <td>10本</td> <td>廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>廃水处理室</td> <td>廃水处理室</td> <td>2本</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td>廃油保管庫</td> <td>保管室</td> <td>4本</td> <td>環境保全課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">L棟</td> <td>試験室(1)</td> <td>20本</td> <td rowspan="3">廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>試験室(2)</td> <td>40本</td> </tr> <tr> <td>試験室(3)</td> <td>40本</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>保管場所 (部屋名称)</th> <th>保管能力*1</th> <th>管理担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td rowspan="2">J棟</td> <td>補修調整室</td> <td>30本</td> <td rowspan="2">廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>第一保管室</td> <td>30本</td> </tr> <tr> <td>第2ウラン貯蔵庫</td> <td>貯蔵室(2)</td> <td>4本</td> <td>廃止措置技術課長</td> </tr> <tr> <td>L棟</td> <td>試験室(3)</td> <td>20本</td> <td>廃止措置技術課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：保管能力は、200Lドラム缶換算とし、コンテナの場合は、200Lドラム缶4本/コンテナ1基とする。</p> <p>*2：第一保管室は廃棄物の分別・詰替え等廃棄物の取扱施設。</p> <p>*3：<u>水蒸気改質処理試験装置において、廃油保管庫の廃油を試料とした試験により発生した残さは、樹脂製容器に回収の上、ドラム缶に収納し、図-1-2に示す区画されたエリアに表示の上、保管する。</u></p>	施設名	保管場所 (部屋名称)	保管能力*1	管理担当課長	放射性固体廃棄物	J棟	補修調整室	80本	廃止措置技術課長	第一保管室*2	0本	第二保管室	40本*3	資材保管室(3)	40本	第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	10本	廃止措置技術課長	廃水处理室	廃水处理室	2本	環境保全課長	廃油保管庫	保管室	4本	環境保全課長	L棟	試験室(1)	20本	廃止措置技術課長	試験室(2)	40本	試験室(3)	40本	施設名	保管場所 (部屋名称)	保管能力*1	管理担当課長	放射性液体廃棄物	J棟	補修調整室	30本	廃止措置技術課長	第一保管室	30本	第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	4本	廃止措置技術課長	L棟	試験室(3)	20本	廃止措置技術課長	<p>・新たに注釈を追加</p> <p>・水蒸気改質処理試験で発生する残さの保管場所を明確にするため。</p>
施設名	保管場所 (部屋名称)	保管能力*1	管理担当課長																																																																																																											
放射性固体廃棄物	J棟	補修調整室	80本	廃止措置技術課長																																																																																																										
		第一保管室*2	0本																																																																																																											
		第二保管室	40本																																																																																																											
		資材保管室(3)	40本																																																																																																											
第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	10本	廃止措置技術課長																																																																																																											
廃水处理室	廃水处理室	2本	環境保全課長																																																																																																											
廃油保管庫	保管室	4本	環境保全課長																																																																																																											
L棟	試験室(1)	20本	廃止措置技術課長																																																																																																											
	試験室(2)	40本																																																																																																												
	試験室(3)	40本																																																																																																												
施設名	保管場所 (部屋名称)	保管能力*1	管理担当課長																																																																																																											
放射性液体廃棄物	J棟	補修調整室	30本	廃止措置技術課長																																																																																																										
		第一保管室	30本																																																																																																											
第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	4本	廃止措置技術課長																																																																																																											
L棟	試験室(3)	20本	廃止措置技術課長																																																																																																											
施設名	保管場所 (部屋名称)	保管能力*1	管理担当課長																																																																																																											
放射性固体廃棄物	J棟	補修調整室	80本	廃止措置技術課長																																																																																																										
		第一保管室*2	0本																																																																																																											
		第二保管室	40本*3																																																																																																											
		資材保管室(3)	40本																																																																																																											
第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	10本	廃止措置技術課長																																																																																																											
廃水处理室	廃水处理室	2本	環境保全課長																																																																																																											
廃油保管庫	保管室	4本	環境保全課長																																																																																																											
L棟	試験室(1)	20本	廃止措置技術課長																																																																																																											
	試験室(2)	40本																																																																																																												
	試験室(3)	40本																																																																																																												
施設名	保管場所 (部屋名称)	保管能力*1	管理担当課長																																																																																																											
放射性液体廃棄物	J棟	補修調整室	30本	廃止措置技術課長																																																																																																										
		第一保管室	30本																																																																																																											
第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	4本	廃止措置技術課長																																																																																																											
L棟	試験室(3)	20本	廃止措置技術課長																																																																																																											

変更前

変更後

変更理由



・図番の変更

変更前

(記載なし)

変更後

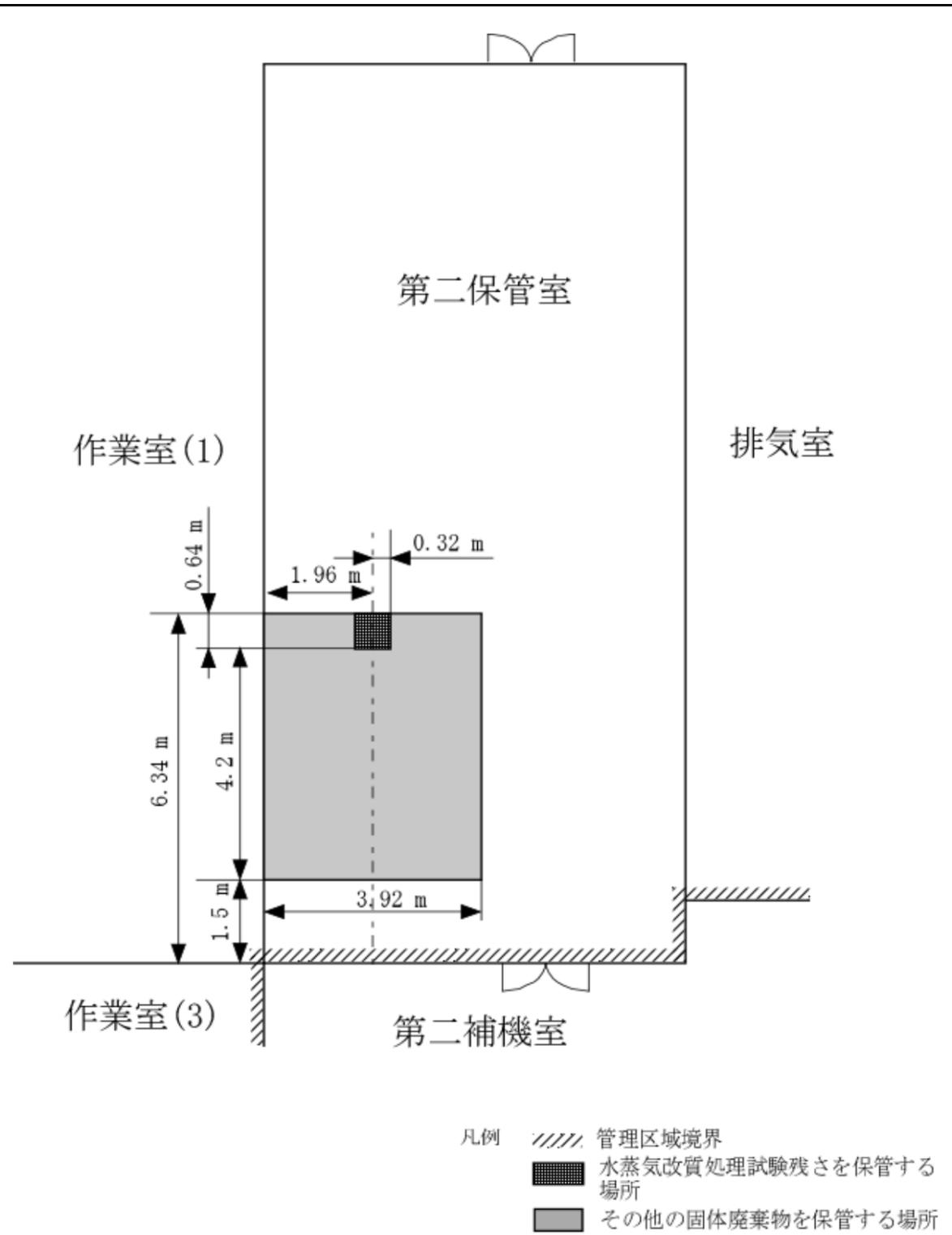


図-1-2 J棟・第二保管室内の固体廃棄物置場詳細図

・水蒸気改質処理試験で発生する残さの保管場所を明確にするため。

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>図-2 放射性廃棄物の保管場所（第2ウラン貯蔵庫） (省略)</p> <p>図-3 放射性廃棄物の保管場所（廃水処理室） (省略)</p> <p>図-4 放射性廃棄物の保管場所（廃油保管庫） (省略)</p> <p>図-5 放射性廃棄物の保管場所（L棟） (省略)</p>	<p>図-2 放射性廃棄物の保管場所（第2ウラン貯蔵庫） (変更なし)</p> <p>図-3 放射性廃棄物の保管場所（廃水処理室） (変更なし)</p> <p>図-4 放射性廃棄物の保管場所（廃油保管庫） (変更なし)</p> <p>図-5 放射性廃棄物の保管場所（L棟） (変更なし)</p>	

